平成２９年（フ）第４９４号
札幌市白石区本通18丁目北３番75号　梅コーポ３号
債務者　佐藤　朋子
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５２６号
札幌市北区篠路３条１丁目４番２号
債務者　佐々木かずみ
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５６０号
札幌市白石区菊水６条１丁目１番26号　リラハイム７号
債務者　藤木　理枝（旧姓行田）
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５７７号
札幌市白石区南郷通15丁目南７番24号　オーバラージュ南郷Ｂ42号
債務者　鹿内　弘恵（旧姓大橋）
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２５号
群馬県高崎市下中居町435番地６
債務者　佐藤　雅浩
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１１８号
静岡県沼津市志下334番地の３、前住所静岡県沼津市志下314番地の５
債務者　細川　理沙
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３５２号
大阪府東大阪市河内町５番７号　瓢箪山第２大発マンション　608
債務者　水成　雄二
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８１号
大阪市東成区神路１丁目５番６―502号
債務者　玉川　大貴
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０２号
大阪市大正区泉尾７丁目13番１―711号
債務者　稲村　利治
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０３号
大阪市大正区泉尾７丁目13番１―711号
債務者　稲村チナ子
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０６号
大阪市中央区上汐２丁目１番２号
債務者　中村　裕美
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１０号
大阪府東大阪市鳥居町９番21号、前住所大阪府東大阪市東山町６番１号　リリーフ明日香新石切　302号
債務者　石橋　　猛
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１９号
大阪府茨木市大池１丁目10番33―902号
債務者　鵜野恵里圭（旧氏名高田春代）
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５５号
大阪市淀川区野中南２丁目10番37号プルス野中南　204号
債務者　倉井　大一
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５９号
大阪市浪速区日本橋西１丁目８番22―403号
債務者　大石　幸子
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７６号
大阪府箕面市小野原東３丁目１番23―105号
債務者　森山　　徹
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９３２号
大阪府茨木市水尾１丁目11番24号　コーポシュロス　201号
債務者　阪谷　　綾
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部